

都市鉄道利便増進事業費補助の概要

1. 補助の目的

都市鉄道の既存ストックを有効活用しつつ速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

2. 対象地域

以下のいずれかの地域

- ・ 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- ・ 中部圏の都市整備区域
- ・ 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- ・ 政令指定都市

3. 補助対象施設

都市鉄道等利便増進法による国土交通大臣の認定を受けた計画に基づく以下の事業において整備される鉄道施設

- ・ 既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設
- ・ 複数の路線の間を連絡するために必要となる都市鉄道施設の整備
- ・ 列車が追越しを行うために必要となる都市鉄道施設の整備
- ・ 既存の駅施設における乗継ぎ等を円滑にするための都市鉄道施設の整備 等

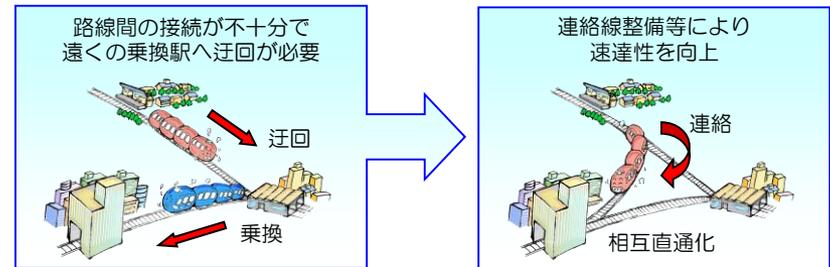
4. 補助対象事業者

第三セクター等公的主体（補助対象施設を整備する主体）

5. 補助率

補助対象経費の3分の1（地方公共団体と協調）

（速達性の向上）



（駅施設の利用円滑化）

